

広島県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年七月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下門田泉吉田線	三次市君田町櫃田字塩音原一〇〇七〇番一地从から 三次市君田町櫃田字中野原三九五番一地从先まで	令和六年六月一七日